

関西電力大飯原子力発電所の運転停止を求める会長声明

政府は、本年6月16日、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機（以下、「大飯原発」という）の再稼働を決定し、現在大飯原発はフル稼働をしている。

しかしながら、再稼働にあたって実施されたストレステストは、一次評価及び二次評価を併せて実施して初めて総合的な安全評価が可能となるものであり、一次評価のみをもって安全性を評価できないことは、班目春樹原子力安全委員会委員長も認めているところである。しかも、これまで原子力発電所を推進してきた機関（原子力安全委員会）や機能してこなかった規制当局（原子力安全・保安院）が、福島第一原子力発電所の事故の検討結果を反映していない従来の安全審査指針を前提としてストレステストを実施しており、この点からも安全性が確保されたとは到底言えない。

また、福島第一原子力発電所の事故については、本年7月5日、国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下、「国会事故調」という）による報告書が公表された。国会事故調は報告書において、事故の原因として、①施設の問題点として、「福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態であったと推定される」、「安全上重要な機器の地震動による損傷はないとは確定的には言えない」と述べ、②規制上の問題点として、「規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた」と述べている。その上で、③「今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である」と結論付けている。

さらに、福島第一原子力発電所の事故後、各地の原子力発電所の断層について調査が行われているところ、大飯原発に関しても破砕帯が発見されており、専門家から活断層の存在の可能性が指摘されている。このような指摘を受けて、原子力安全・保安院は、本年7月18日、関西電力に対して大飯原発敷地内の断層が活断層か否かを判断するための追加調査を指示したとされる。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の傷跡は今も残っており、直下型地震による甚大な被害を体験した国会としては、活断層の存在を軽視する姿勢は到底見逃すことは出来ない。殊に、上述のように、国会事故調は福島第一原子力発電所の事故について、安全上重要な機器の地震動による損傷を否定できないとしているところである。そのうえ、安全対策としての免

震棟やフィルター付ベントについては未だ完成しておらず、オフサイトセンターについても大飯原発より約8kmの位置にあり、事故時に機能するのか疑わしい。

政府は再稼働の理由として計画停電の日常生活への悪影響等を指摘するが、まずはピークシフトなどの節電努力によって回避を図るべきであり、十分な努力を行わずに再稼働を進めることは認められないし、関西電力からの情報開示が十分でない現状において、関西電力から示された15%もの需給ギャップも直ちに信用しがたい。

上記のような多くの問題点について十分な検討及び対策がなされないまま大飯原発は再稼働を始めている。大飯原発が地震によって放射能漏れ事故を一度起こせば、放射性物質が飛散することになり、琵琶湖も放射性物質で汚染されることが予想される。琵琶湖の水は滋賀県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県において生活用水として利用され、上水道の給水人口は約1500万人に上っている。兵庫県内においても、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市において広く利用されているところであり、琵琶湖の水が汚染された場合の被害は計り知れない。

よって、当会は、福島第一原子力発電所事故の十分な原因説明がなされておらず、大飯原発の危険性が指摘されている現時点における大飯原発の再稼働に強く反対し、政府に対し、大飯原発の運転停止を強く求めるものである。

2012年（平成24年）7月26日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史